

有期・短時間・派遣労働者等 キャリアアップ助成金

企業内において有期契約労働者（短時間労働者、派遣労働者を含む）および正規雇用以外の無期契約労働者のキャリアアップを図るため、各種取り組みを実施した事業主に対して助成する。

※本助成金の活用には「キャリアアップ管理者の配置」「キャリアアップ計画の作成・認定」が必要

① 正規雇用・無期雇用転換コース

正規雇用または無期雇用に転換する制度を規定し、有期契約労働者を正規雇用または無期雇用（*）、無期雇用労働者を正規雇用に転換した場合に助成。

（*）無期雇用に転換する場合は、基本給を5%以上増額することが必要。



※対象者が母子家庭の母等、または父子家庭の父の場合、1人あたり10万円・5万円・5万円を加算

② パート労働時間拡大コース

週所定労働時間25時間未満を30時間以上に拡大した場合に助成。



社労士湊のワンポイントアドバイス

パート社員、有期契約社員の戦力化、正社員化を検討している会社にはおすすめの助成金です。